

議案第95号

藤岡市長等の諸給与条例の一部改正について

藤岡市長等の諸給与条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年11月29日提出

**平成30年11月29日可決**

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市長等の諸給与条例の一部を改正する条例

第1条 藤岡市長等の諸給与条例（昭和29年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 藤岡市長等の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。